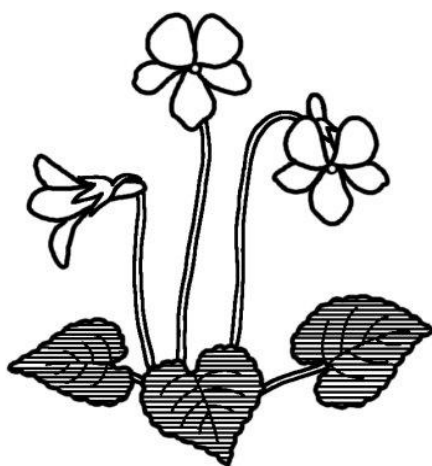


P T A の て び き

－ 会 則 －



小平二中 P T A

令和 7 年度版

目 次

はじめに	1
小平二中 PTA 組織図	2
会則	3
施行細則	8
役員選出の流れ	10

PTA の会議等各活動に必ず持参し、参考にしてください

はじめに

本校PTAは、保護者と教職員が連携しあって、子どもたちの健やかな成長を促す教育条件、教育環境の充実をはかることを目的に、昭和32年4月1日に作られたものです。

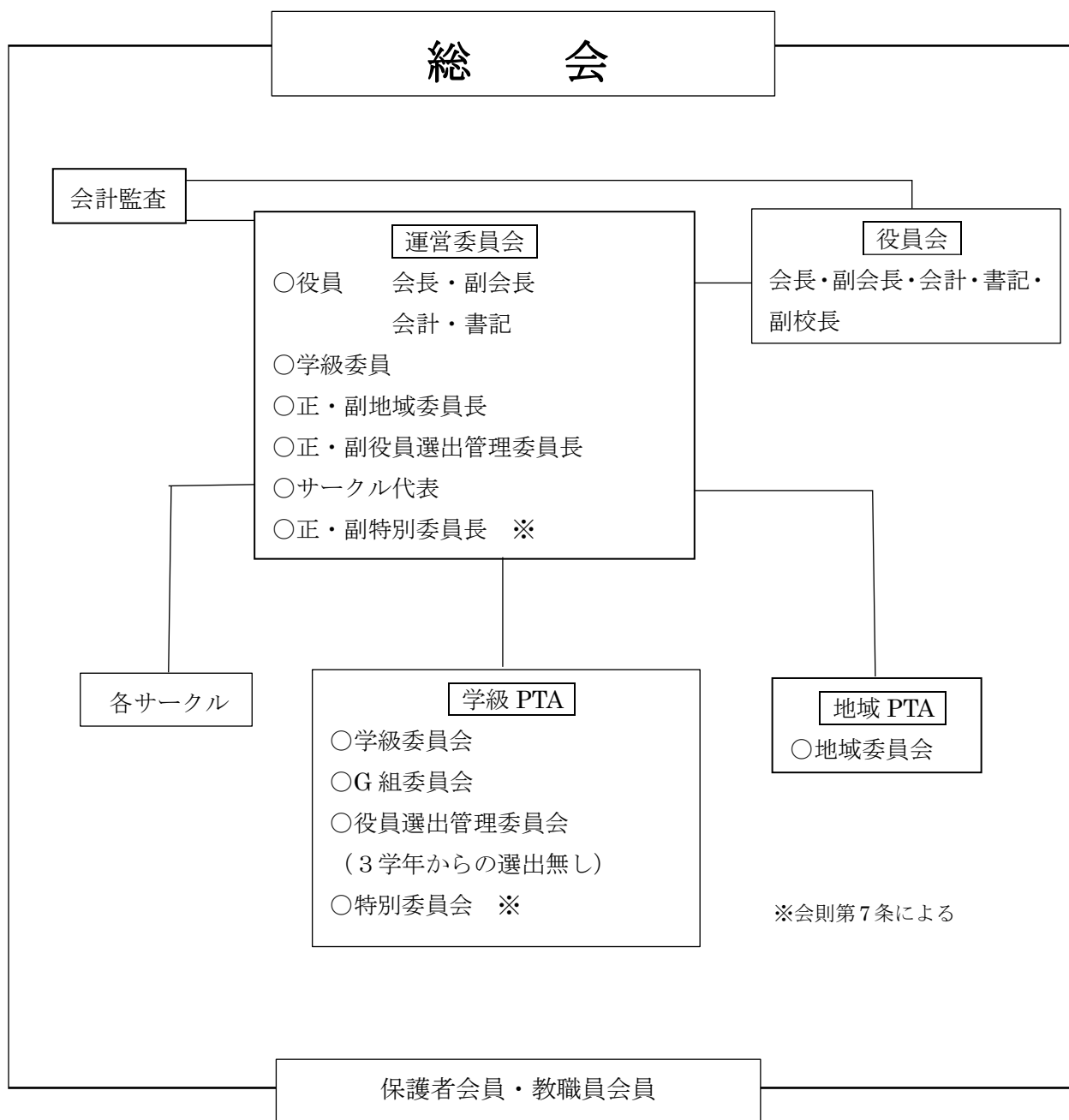
子どもたちが、友人と共に、楽しく充実した毎日を過ごし、それぞれの能力を開花させ、次代を担う自立した大人へと成長していくために、学校、家庭、地域が協力・連携し、子どもたちにとってより良い環境を保障することが求められます。

PTAは、さまざまな考えを持つ人々で構成されていますが、子どもたちの健やかな成長は、皆の共通の願いです。それぞれが意見を率直に出し合い、話し合い、共に学び合い、会の目的に適うことを皆で決めて実践していきましょう。さまざまな活動の中で、会員自身も成長していきたいものです。

このてびきを、二中PTAの活動に生かしていきましょう。

小平二中PTA会長

小平二中 P T A 組織図（令和 7 年度）



小平市立小平第二中学校保護者と教職員の会（略称：小平二中 PTA）会則

第 1 条 **名称**

本会は小平市立小平第二中学校保護者と教職員の会（略称：小平二中 PTA）と称し、役員会を本校（東京都小平市小川東町 1 丁目 1 7 - 1）に置く。

第 2 条 **目的**

本会は、教育基本法および子供の権利条約の趣旨に基づき、保護者と教職員の協力により、子供の健全な成長発達を図ると共に、会員の教養を高め、親睦を図ることによって、学校・家庭・地域社会の教育の向上に努める。

第 3 条 **活動方針**

本会は、教育を本旨とする自主独立の民主団体として、前条の目的を達成するために次の方針に従って活動する。

- 1 学校・社会的諸団体や一般社会と協力し、学校・家庭・社会における子供たちのより良い教育条件や環境の整備向上に努める。
- 2 公教育の充実のために必要な事項の実現を図る。
- 3 より良い保護者・教職員になるように、会員相互の研修と親睦を図る。
- 4 特定の政党や宗教を支持することはしない。また、この会の名で選挙に関する運動をしたり、選挙候補者を推したりしない。
- 5 営利を目的とする行為は行わない。

第 4 条 **会員**

会員は、本会の目的に賛同する次の者で構成し、すべて平等の権利と義務を持つ。

- 1 本校に在学する生徒の保護者（以下保護者会員）
- 2 本校に勤務する教職員（以下教職員会員）

第 5 条 **PTA 運営組織**

学級 PTA、地域 PTA、役員選出管理委員会、役員及び会計監査委員で構成される。

1 学級 PTA

- ② 学級 PTA は、各学級の保護者会員と教職員会員によって構成される。
- ② 学級 PTA は、学級の親睦を図り、学級や学校全体の問題を話し合い、その解決と向上を図る。

2 地域 PTA

- ① 地域 PTA は、各地区の保護者会員によって構成される。
- ② 地域 PTA は、各地区の子供たちをとりまく教育環境の向上を図る。

3 役員選出管理委員会

- ① 役員選出管理委員会は各学級の保護者会員と担当の教職員会員によって構成される。
- ② 役員選出管理委員会は互選により、委員長（保護者会員）1 名、副委員長（保護者会員と教職員会員）3 名を選出する。

- ③ 役員選出管理委員会は役員および会計監査委員選出に関する事務を行い、その内容については細則で定める。
- ④ 役員選出管理委員会はその任務を終了したときに解任される。

4 学級 PTA、地域 PTA 及び役員選出管理委員会の選出

- ① 各学級は 1 名の学級委員を選出する。
- ② 各地区はその地区の実情に合わせて 1 名以上の地域委員を選出する。
- ③ 各学級は 1 名の役員選出管理委員を選出する。（3 学年を除く）
- ④ 地域委員に選出された保護者会員は学級 PTA 委員を辞退することができる。
- ⑤ 役員選出委員、正・副地域委員長、地域委員書記は学級委員を兼ねることができない。
- ⑥ 役員選出委員は地域委員を兼ねることはできない。
- ⑦ 各委員に選出された者は、当該生徒の在籍中、委員を免除される権利を有する。
免除は申告制とする。（令和 6 年度各委員より適用とする）
ただし、本人の意思による再任は妨げない。
各委員会が業務遂行不足と判断した場合、免除されないことがある。
委員の候補者がいなくなり選出が難しい場合は、この限りではない。

第 6 条 **各委員会**

本会の目的を達成するために次の委員会を置き、役員と各委員会は相互に緊密な連携をもって活動し、運営委員会で決定した事項の執行にあたる。

1 学級委員会

- ① 各学級の学級委員と担当の教職員会員で構成する。
- ② 学級委員は互選により、学級委員長（保護者会員）1 名・副学級委員長（保護者会員と教職員会員）2 名を選出する。
G 組の正・副委員長は、全学年中の互選により委員長（保護者会員）1 名、副委員長（保護者会員）1 ～ 2 名を選出する。
- ③ 子供たちに関する、学級共通の問題について話し合い、その解決と向上を図る。

2 地域委員会

- ① 各地区を代表する地域委員と担当の教職員会員で構成する。
- ② 地域委員は互選により、委員長（保護者会員）1 名、副委員長（保護者会員と教職員会員）3 名、書記（保護者会員）2 名を選出する。
- ③ 地域の教育環境の整備、向上を図るとともに、各地区間の連絡、調整を行う。

3 役員選出管理委員会

- ① 各学級の役員選出管理委員会は保護者会員と担当の教職員会員で構成する。
- ② 役員選出管理委員は互選により、委員長（保護者会員）1 名、副委員長（保護者会員と教職員会員）3 名を選出する。
- ③ 役員選出管理委員会は役員および会計監査委員選出に関する事務を行い、その内容については細則で定める。
- ④ 役員選出管理委員会はその任務を終了したときに解任される。

第7条 **特別委員会**

総会または運営委員会が必要と認めたときは、特別委員会を臨時に設けることができる。

第8条 **サークル活動**

- 1 保護者会員は希望によりサークル活動をすることができる。サークルを新設する場合は、運営委員会で認められることを要する。
- 2 サークル代表者は、必要に応じて運営委員会に活動報告をする。

第9条 **役員**

- 1 本会に次の役員を置き、役員10名を本部と呼ぶ。

会長	(保護者会員)	1名
副会長	(保護者会員2名と教職員会員1名)	3名
書記	(保護者会員2名と教職員会員1名)	3名
会計	(保護者会員2名と教職員会員1名)	3名
- 2 役員の任期は定期総会から次の定期総会までとする。ただし、新役員は互選会の結果が確定後、総会準備のための活動を始めるものとする。

第10条 **役員の任務**

- 1 会長は本会を代表し、総会・運営委員会を招集し、総会および運営委員会の決定に基づいて会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。
- 3 書記は総会・運営委員会の議事および会の活動を記録し、会員に知らせる。
- 4 会計は経理事務を処理し、定期総会で会計監査委員の監査を経た決算の報告をする。
- 5 役員会は全役員をもって構成され、運営委員会の前、または会長が必要と認めたときに開かれ、運営委員会の準備や役員の打ち合わせなどをする。
- 6 本部は各委員会とともに運営委員会で決定した事項の執行にあたる。
- 7 役員は渉外活動を担当し、その活動内容を全会員に報告する。

第11条 **役員の選出**

- 1 役員は役員候補者の中から、互選会によって選出される。
- 2 役員に欠員が発生した場合は、運営委員会の承認により補充することができる。
- 3 役員選出の方法については細則で定める。

第12条 **総会**

- 1 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 2 総会は会長が招集し、定期総会は原則として毎年5月末までに開催する。また、運営委員会が必要と認めたとき、または全会員（世帯数、以下会員という）の5分の1以上の要請があったときは、会長が臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は全会員の8分の1以上の出席をもって成立とし、議決は出席者の多数決による。
- 4 総会は次の事項を審議する。

- ①前年度の活動報告および決算。
- ②新年度の年間活動計画および予算。
- ③会則（本則）の改正。
- ④その他、会員が必要と認める事項。

第13条 **運営委員会**

- 1 運営委員会は役員、学級委員、各委員会の正・副委員長等で構成され、総会に次ぐ議決機関である。
- 2 運営委員会は必要に応じて開催する。また、運営委員の4分の1以上の要請があったとき、または会長が必要と認めたときに開かれる。
- 3 運営委員会は運営委員の2分の1以上の出席をもって成立とし、議決は出席委員の多数決による。
- 4 運営委員会は総会に提出する議案を作成し、総会において承認された事項の執行にあたる。また、委任された事項、および、緊急必要事項を審議し運営にあたる。
- 5 会員は運営委員会を傍聴することができる。

第14条 **予算委員会**

- 1 予算委員会は役員および各委員会の正・副委員長で構成する。
- 2 予算委員会は、年間活動計画の大綱と予算を立案する。

第15条 **会費**

会員は会費を納めるものとする。

- 1 会費は総会で定めた額とする。ただし、事情により減免することができる。
- 2 会費の減免については細則で定める。

ただし、令和7年度は、会費は徴収しないこととする。

第16条 **会計**

- 1 本会の経理は予算に基づいて行われる。
- 2 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 臨時の会費徴収をする場合には、総会に諮らなければならない。
- 4 予算は、経理と活動の事情によってやむを得ない場合は、運営委員会の審議により補正することができる。

第17条 **会計監査委員**

- 1 本会の会計を監査するために3名の会計監査委員を置く。
- 2 会計監査委員の選出と任期は役員に準ずる。
- 3 会計監査委員は監査の結果を総会に報告しなければならない。
- 4 会計監査委員は必要に応じ、臨時に会計監査を行うことができる。

第18条 **会則の改正**

- 1 この会則（本則）を改正するときは、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。改正案は総会の7日前までに、全会員に知らせなければならない。

- 2 細則は本則の規定に反しない限り、運営委員会の議決によって改正することができる。ただし、その旨を総会に報告するものとする。

附則	昭和47年	会則	施行
	平成12年5月18日	会則	全面改正施行
	平成15年5月2日	会則第7条1	一部改正施行
	平成19年4月27日	会則第13条2	一部改正施行
	平成21年4月28日	会則第15条1	一部改正施行
	平成23年5月10日	会則第1条から第10条	一部改正施行
	平成27年5月7日	会則第5条から第6条	一部改正施行
	平成28年5月12日	会則第6条1	一部改正施行
	令和3年5月14日	会則第13条2	一部改正施行
	令和3年5月14日	会則第15条1	一部改正施行
	令和5年5月23日	会則第9条2項	削除 2項削除に伴う項順の繰上げをする。
	令和7年2月7日	会則第5条3	一部改正施行
		会則第5条4	一部改正施行
		会則第6条1	一部改正、削除施行
		会則第6条2・3	削除 削除に伴う項順の繰り上げをする。
		会則第6条5	一部改正施行
		会則第13条1	一部改正施行
		会則第15条	一部改正施行

施 行 細 則

第 1 条 役員選出規定

- 1 役員選出管理委員会は本則第 7 条の規定に従い、次年度役員選出のための委員会を発足させる。
- 2 役員選出管理委員会は、全会員（新会員も含む）に役員選出を行うことを知らせ、会員からの自主的な立候補を求め、結果を公表する。
- 3 役員選出管理委員会の立ち会いにより、役員立候補者は一堂に会して互選会を行い、3 月末日までに役員を選出する。
- 4 役職は、選出された役員の互選によって決める。
- 5 役員選出管理委員会は役員立候補者が定数に満たない場合、1・2 年生保護者会員から次の方法で役員候補者を選出する。
 - ① 各学級から 2 名以上選出する。（G 組・自閉症・情緒障がい特別支援学級を除く）
 - ② 役員選出管理委員は役員候補から除外される。
- 6 立候補者と選出された候補者は役員選出管理委員会の立ち合いにより一堂に会して互選会を行い、役員を選出する。

役員選出管理委員会が必要と判断し認めた場合、立候補者と選出された候補者は、本人の同意を得た上で、新たに役員候補者の推薦をすることができる。この場合に限り、推薦できる役員候補者には、次年度新たに会員となる者を含むものとする。
- 7 教職員会員の役員は、教職員会員の互選による。
- 8 役員選出管理委員会は、互選会の結果選出された役員を全会員に通知する。異議申し立てがなければ、役員が承認されたものとする。
- 9 役員に選出された者は、次年度以降、役員を免除される権利を有する。ただし、本人の意思による再任は妨げない。
- 10 各委員に選出された者は、当該生徒の在学中、役員を免除される権利を有する。

ただし、本人の意思による再任は妨げない。

役員の候補者がいなくなり選出が難しい場合は、この限りではない。

第 2 条 会費規定

- 1 本則第 15 条の会費は次のとおりとする。

会費は一括納入とし、転出入者に関しては、4 月から 9 月を上期、10 月から 3 月を下期とし、次のとおりとする。

 - ① 下期に全く在籍しない転出者には、会費の半額を返金する。
 - ② 上期の転入者は会費の全額を、下期の転入者は会費の半額を、納入する。
 - ③ 事務手続きは会員の申し出に基づき、返金は速やかに行う。
- 2 本則第 15 条 2 項による減免は次のとおりとする。

経済的事情のため会費の納入が困難な会員は、会計（教職員会員）に申し出て、事務手続きを行う。

附則

平成13年 5月14日 細則第1条10項
平成22年 11月2日 細則第1条 7項
平成24年 3月13日 細則第1条 5項
6項
7～10項
令和5年 2月8日 細則第3条
令和7年 2月7日 細則第1条 5項
細則第1条10項

一部追加施行する。
一部追加施行する。
改正する
削除する
6項削除に伴う項順の繰上げする。
削除する
一部追加施行する。
追加する。

役員選出の流れ

